

## 近世史料に見る

### いま使われていない 語彙と表記法の事例

長谷川 宏

ここ数十年來、その時々々に記録したカードを五十音順に整理してみると、

アイ あひ (相、合) 接頭語 互いに、いっしょに、共通の

甲斐国山梨郡川浦村ニ從先年相番所御座候而通路之者相改申候  
大黒屋老母昨三日夜火事可出之処合長屋之者取寄り消留申候  
万々一御法度筋にも相拘り候ものも有之候ハ、其組合は勿論

外合百姓よりも聊不隱置可申出候

宿々におへて合差之村有之難計、右はニテ宿候ハ、半高宛、三  
ヶ宿候ハ、三分一ツ、其外ハ右ニ準割合、触当候宿へ是又  
可相勤候

「あふ」の複合動詞で連用形になっている場合。

吉羽村より舟越沼迄三ツ割シテ明廿日割千九百間相浚候  
右之場所浚候人足之才料其外組相之名主共江右之趣相尋候得は

……

其節平奉行通り懸り申談双方無懸り相相濟候  
私義親類縁合ヲ以……世話致来り候処……

近世史料に見る いま使われていない語彙と表記法の事例

私ニおゐても懐合思ふ様ニも不行届候ニ付……

右は上利根川通通行之筏荷御普請所へ突当テ破損所出来繕ひ一  
件、荷主より人足江心付候酒代取計向仲間合差纏及出入候一  
件ニ付……

甲冑着之候而之勝負合ニハ心を不用、弓馬之両術も礼容ニ偏り  
戰場之実用ニハ心付無之

なお「組合」「場合」など「天保改革町触史料」は「クミヤイ」  
「バヤイ」とルビを振っている。

「間の宿」「間の村」は、すでに我々によく知られているが、次  
の場合はどうか。

アイ あひ (間) 酒席で飲みあっている間に入って杯を受又は差  
人形の針をほしかる縫習ひ 間頼まれて澆かへに立

「澆」とは何か、「ミズ」と読み、薄い酒の意か。

アイ合口 よく話が合う仲間

松平陸奥守殿御合口ニて不時ニ登 城御夜咄ニも御出仕、或時  
御兼約ニて出仕、正宗ハ異風を好候間何も替り装束之由、忠

近世史料に見る いま使われていない語彙と表記法の事例

秋公アイケニも紅茶宇の御上下ニ為召候 茶宇縞(インド原産の絹、琥珀織に似て薄く軽い)

合毛アイゲ 「毛」を参照

為当検見来ル十七日江戸出立令廻村候間、立毛アイゲ下見帳例之通廻

村已前認置、反別寄ニ合毛記候帳ハ我等方江差出、百姓人別

合毛帳ハ小検見手代共へ可出之候

何番上田何反何畝歩誰何合毛と帳にも札にも可相記候

相紙証文アイシ

相紙証文之事……依て此度相紙証文取かわし申上ハ自今以後

違礼仕間敷……

合判アイハ 連判

此あいはんなくしていかた御とうし有間敷候

女并出家前髪立之儀ハ不申及、男之義も其御屋敷之御用人衆之

合判手形ヲ以通シ申候、百姓之儀も其所之名主方より之合判

手形を以通シ申候

あい物 塩魚 鮮魚と干魚との中間の物の意

上町は小間物見せヲ上町ノ真中より上之方に見せヲ打、小間物

次よりあい物置可申候

あいしらい あひしらひ①能の「つきあひ」②シテに応答する

能役者③取あわせ

あしらふ①受け答える②取り扱ふ、応対する③

付け合せて趣を作る

惣シテ百姓あいしらい心得有事也

間アイゲ (形式名詞)

古来水開場之処、下吉見領百姓築立候土手、畢竟為水流之障間

従上吉見領境至須戸之谷削取之、荒河北際之地形と低昂可致

一様……

相対アイゲ ①他人を交えずふたりだけで事を行う②合意③共謀

人馬相雇候節尤相対雇二候

前書式拾疋之外は助郷より相対ニ而相頼候共決而引請不申……

御代官御引越之由ニ付為御見廻罷越手代役前野多七江相対御普

請之趣等申入、半右衛門様御相対御挨拶有之候

敢而アイゲ (下に打消の語をともなつて) ①進んでは、押し切つては②

少しも、全く

敢テ欠崩候体モ無御座洩水ニ相成候迄ニテ……

雲落アエナシ あへなし

汝幾度か人の云事を聞す余ニすくれての酒興命の程も雲落

(本朝二十不孝)

青アエナシ 上 御蒸菓子 行田町年寄 真中青水引ニ而結切

吊の詩文を贈るにハ青き印肉にておすべし

青銭アオゼン 明和五年から発行された寛永通宝の四文銭、青四文銭ともいう。

青銭文久銭通用之分御布告之通来月朔日より急度通用致し候様

致し度……

煽アオツ あふつ

西うけの簾をあうつ月涼し

宿の行燈しんくつと浜風あをつ上り場に……

泥障アライ 泥のはねるのを防ぐため下鞍の間に垂らす皮革

泥障之緒は糸打房付相用間敷事

閼伽アガ 船人の水といふを忌みていう。

船あかを不溜様二いたし苦懸ヶ合目深ク雨不漏様二入念候得は

不溜筈二候

上り知アガ・上ケ知チ

上知請取又は知行渡之儀、縦五万四千石之御代官上ケ知千石請

取又は五万五千石御代官千石渡候類ニ而壹万石分之内入用之儀

月割を以可令増減事

明アキ 近世には「空キ家」と書かない。

出役之もの共四手申合、場所先不明様（通）操合折々罷帰、廻村之始

末申上候様可仕候哉

若又相應之明キ家有之詰置候歟、名主百姓持来候蔵等江詰候共

メリ宜敷致、俵数御改封印を請可申候

十二月十三日朝之内煤竹年男羽織袴ニ而翌年之明キ之方向竹入

壺間二三度ツ、……「恵方」

明尻アキジ

内入用帳内訳巨細ニ認出来兼候義も有之候ハ、内入用之義も

同断、一村限明尻書抜可差出候

秋伐竹アキギリ

秋竹

近世史料に見る いま使われていない語彙と表記法の事例

川除蛇籠造り立様は八月伐の竹を九十月暮迄に造り立、

冬正二月迄に籠出、普請三分二通済、其場所ニ六七分

通り臺籠計積立、上を二三分夏普請仕立度事、春夏出

水見合梓出シ等水（あたり）のを見合、八月出水を防度事肝要

永百八拾貫百五拾九文 是ハ秋伐竹上納仕候処竹上納不仕御年

貢ニ而上納仕候ニ付是より水増申候

奉願候事 一敷式畝四歩 但居屋敷 右は私居屋敷毎年秋竹上

納仕候処ニ近年竹絶申候ニ付右敷立替仕、其内ハ秋竹年々買

納ニ仕度存候、此旨申上ケ可被下候、以上（享保六年三月）

揚上アゲ

旦那柏座へ紅花揚に御出

本郷丈右衛門殿山惣殿内分上ケ袋詰致

同晦日御奉行所へ御用番上ケニ梅沢源三郎樋口礼吉兩人ニ而罷

出申候

上切アゲギリ 「切」参照

来四月十五日堅上切延引なし、水明楼ニて開卷、日限追而披露、

朱上不残記額、一評一面ツ、并出板御銘々へ返呈（マツ）、八方風君

沢山ニ御投吟奉希候

字

此度字高輪御台場御警備被為蒙仰候ニ付……

朝顔アサガオ 燭台のかこい

朝顔付の手燭をもつて……

近世史料に見る いま使われていない語彙と表記法の事例

足入アシイ 泥濘

国師在往の頃迄ハ今裏門の内方丈の巽、天光院唯一宇、萱茸にて田の中に有之候、足入沼地ゆへ堂の前迄板を一筋ツ、舗、是を通路としたりと云々

足代アシシロ 材木を組て高い所へ登る足場

定 一中縄長ケ三尺五寸 小数五拾重 一細縄 右同 一足代

六尋 但シ蜘蛛手打 一筵長五尺五寸 横三尺 一御馬屋納藁巻

束 但五尺四方 以上 元禄十一歳戊寅三月 日 谷郷清兵衛

○皿尾村作左衛門○持田村弥右衛門○佐間村長三郎○

足早飛脚アシハヤ

八幡町浅二郎足早飛脚ニ付遣ス

足ふみアシフミ

自今以後五郎右衛門并妻子共に太田村中へ足ふみ不仕候様ニと

可被申付候

足休アシユス

川手茂兵衛ハ初ハ福島正則に仕へ振能き者にてありしか、福島

家没後浪人の間御家に来り歩行にて居けるか、暫くの足休にて

時節を考へ居たるにてそ、程なく立退て鍋島の手に従順し

天草に働しゆへ、鍋島父子の感状を得て千石に抱へられしと

かや(旧事夜話)

梓アサ 口よせ、神おろし

隣か施主で梓はしめる

中アツクル

若心得違不敬ニ相中り候儀共申上候迎も、其儀毛頭御貪着無之鉄炮は……定置候通うたせ頭々に目付之者立合、中組切に委細

書注之、江戸江可差越事「切」参照

扱アツカッ 曖

此度上井草組中山組水論仕候ニ付、双方申談合点於有之ハ、御

公義様江罷出扱ニ仕度奉願候ニ付、如此相談仕候

前書之通り御日延中曖人立入、双方熟談内済取極メ仕候ニ付、

乍恐右之段書付を以御届奉申上候

預アツカル

常々申付方等閑之義預御札候所、一言之申訳無御座奉恐入候

詭アツラエ

江戸表江罷出帰り候節、序ニ手前少々之調物又は近村杯より詭

られ候体之小荷物、老駄ニ及不申分は相構不申候

傍輩共へ詭物之儀、金銀衣服刀脇差之外は堅詭申聞敷事

充アツ 宛、ツ、

館林より鴻巣通江戸迫人足式拾五人馬式拾五疋充日数五日繼立

可申

別段御拜領之御武器類人足五人馬式疋ツ、日数三十五日繼立候

様御差図相済……

当アツ

当買、当直段

高機物其外斜子・琥珀、都而糊気のあるものは当買也、当とは

差値段にて其絹其俣にて何十目と札付也

高機るいとて綿金襴のたくひ、茶宇・丹後島、或は琥珀・縹子・

天鵞絨など糊氣あるゆゑ、当直段也（絹布重宝記）

宛行

年貢所納四ツヨリ六ツ迄家中へ四ツ成二渡ス、百石之分限大概

金三拾兩之内外ニ当ル、宛行ヨク勤仕スル事心易シ

あて外方

当寸法

篤胤はもとより悪筆にて筆法をしらねバあて外方の空論といふ

ものなり（しりうごと下）

跡

跡々、前々

「先々」も参照

如跡之米拵俵拵籠相ニ候歟又ハ子細無之候而江戸廻し遅滞候

ハ、御代官可為越度条随分可被入念候

米壹升を式升ニ直候而勘定不合候共跡々之通ニ而差置前々より

小物成高二入候旨記置可申候

当村ニ御追放者他国之者紛敷之類跡々より無御座候

御年貢前々より御弘之節道法リ壹里半式里程附出シ申候

穴生

石垣専門の石工

一米拾五石 此扶持五人分 新参 あゝの老人

浮雲

せ、なきに浮雲さうなり桃華

外見をつくり商ひをするを器量有やうに思へど是甚だ浮雲事に

て……（現銀大安売）

鏡木

御年貢漆之義ハ当五年以前……金納ニ被為仰付候得共、其以後

ハ申年御弓木御鏡木附送り御上納申候

油実

三拾ヶ年以前迄は……平日は綿実其外方之油実を集め、

ほふる（格別）ニ而煎、白ニ而搗かため、上ニ（種竹）をきせるのらを竹之如

く丸く致し、瓦の上ニ乗セ燈し、又は山家ニ（たいまつ）は松明を燈し、

男女共諸々之夜職致し候趣之処、近來ハ在々ニ而多く油メ出

來、平日油を棒手商人持歩行、売買又は油実之種物と取替候

故、古風のあかしハ追々相止、燈油を用ひ……

尼

禪尼 是は能き人之後室又は姉妹などの髪剃たるを云

尼 是は普通之女髪剃たるを云

比丘尼 是は伊勢上人善光寺上人などの妻又はよき人の召仕ニ

有、其外熊野比丘尼等なり

甘、

甘んず

考えてみれば、現代でも使っている。

甘俵有之由被申付無念之至ニ候、向後村々ニ而俵拵之時分念入

不甘様ニ急度可被申付……

当年は兎角あま口物売先不宜敷末夕余程売残り申候

少々幼年より乍小技好候故ニ手跡心懸江戸広沢門人関源内社中

ニ罷成揮灑不怠相甘し候

雨落

近世史料に見る いま使われていない語彙と表記法の事例

近世史料に見る いま使われていない語彙と表記法の事例

普請中表間口三間之処雨落より板囲に仕度願上候

昨九日夜四ツ時頃、私居宅表庇下雨落ニ而小児之泣声蔽敷仕候

間罷出見候処、捨子之様子ニ御座候二付、五人組両隣并向三

軒之もの共江も通達いたし立会相改見候処、当申五月廿五日

出生之由側ニ別紙之通書付相添、男子、衣類上ニ木綿棒染縮

単物、下ニ木綿縫々繻伴を為着、土間ニ捨有之、尤惣身疵等

も一切無御座候、依之取揚養育仕度存候、此段御訴奉申上候

及、  
罩

自然企徒党者見及聞罩申ニおゐてハ急度可申出候

川船役所鑑札之義ハ取締役罩船会所ニ而大切ニ預り置……

懸

なぜこんな字画の多い字を使うのか、草書体で書いてみればわかる。

毎年二月参会之日限無相違懸銭持参可致候、若無抛用事出来仕

不参之ものは、其寄々近辺連中江掛銭相頼持参可為致候事

退引懸新御殿江罷出御暇之恐悦申上候

筆は式対もの墨は杓刃形蠟燭は甘匄掛可用之、尤御用之品に応

し御吟味之上被下之

馳付、  
欠付

かけつき

江戸近在の村方には馬喰町御役宅へ馳付人足相当る、自身勤め

かぬるものは夫銭差出、是を足留め銭と唱へ……

風雨之節損不申候様常々心懸、出火之時分ハ欠付取退、焼失不

仕候様ニ急度相守可申候

御蔵近所ニ火事出来候はりん郷ニ候共男女ニよらすかけつき御

蔵かばい可申候

霞

掠霞とも書く。山伏が牛王宝印を配付し、参詣道者に

宿坊を提供し、祈禱をつとめる一種の縄張的地域をさ

す。(日本史用語辞典 柏書房刊)

山伏老人京都宝蔵院霞当山流加能院

前項の意を一般行政の縄張にあてはめていうのか。

霞御役ニ而向川端は向霞役、川手前之霞は川手前霞、村々霞役

ニ而差出候様ニ被仰付候ハ、奉畏候得共、川向霞村々江川手

前霞村々より人足差出候儀は難義奉存候

看板

主家の紋所・屋号などを染め出した法被(はつぴ)

賄方主法議定帳……四月分、一金七両三分式朱月並分、一四

両御衣服料御惣容様分共季上ケ、一同三両夏看板代……十

二月分……一同七両冬看板、一同式両女中給金、一同壹兩

法皮代……

切、限 接尾語の場合が多い。

惣而山林新田畑見取場等之反歩并取米永之儀、反歩は歩切ニ極

半ハ捨之、六より壹歩ニ可直之候、外物之米永之儀は合切、

永ハ文切ニ極、是又五ハ捨六より刃込可申事

一ケ月切ニ御調物之代書付御勘定奉行へ為見用人へ可相達事

右之者心得違之儀御坐候ニ付先達而私切追込置候処、今日差免

申候

今般諸仲ケ間組合之名目御差止ニ付、是迄兩替屋共江相渡置候

天秤之義差遣切ニて以来不及沙汰、番組と彫付有之処削落シ、  
改方之義ハ秤座へ申立可受差図旨……………

壹ケ年四百九拾三兩之内式百九拾兩ツ、八年々致上納、式百三

兩ツ、ハ村方江相渡、養料も渡限ニ相成候

四川通御普請所之分、前々は御代官掛ニ而御座候処、享保十巳

年より同十六多年迄四川奉行掛ニ而仕立、同十七子年より御

勘定奉行五人ニ引分懸り限可申旨被仰渡候

三右衛門殿うり残りの塩廿四半ニ付申候時、我等のは廿七半仕

候間少ねあけ候て金可進候と申候へハ、たとへ十俵に成候て

も、ねハ貴所へハあけ申間敷候とてきりと、け給候

口クチ

①言語行動②先、かど③生馬の口につけて引く綱④種類⑤淨りり一段⑥接唇語

一兩國橋口、一浅草橋口、一柳原新橋口……………右之口々を限在

郷荷付馬并駄賃馬小荷駄馬ニ乗候口附之者參候ハ、下馬いた

し其より内にて一切不可乗旨可申渡事

削懸所々江上ケ候事、尤口々計江上ケ候様被仰付候

口入クチいれ 取次、紹介

一金百兩也 但利足年割五分 右は旦那勝手向就入用其御元

口入相頼申書面之通借用申処実正也

口永、口米など 以上の「口」は辞書から推測できるが、

御家中住口并別家出口覚帳

の「口」になると、もう少し使用例を搜してみないと、辞書だけ

近世史料に見る いま使われていない語彙と表記法の事例

でははつきりしない。

毛ケ 作毛、損毛、立毛、合毛、毛付、兩毛作、片毛作、毛地

近年度々水損ニ付御物成も減し候得共百姓共願次第為御救夫食

種貸等有之候、今年之儀作毛出来方如何可有之哉、風水旱魃

損毛之程も難計事ニ候、尤損毛之品ニより御救之儀も可有之

候得共、年々願之通り御救も難成義ニ候間、兼々百姓共其心

得仕、責等の儀無之、夏中よりも致勘弁、格別之損毛ハ其様

子ニもより可申義ニ候

何番上田何反何畝歩誰何合毛と帳にも札にも可相記候

願之通申付沼水落之用水御普請申付候間、小百姓共込情出開発

毛付用意仕、来年ヨリ少も不残作付仕、願之通歛下来年ヨリ

三ケ年差免候間、申出候通御普請金無滞可相納候

兩毛作片毛作毛地無其差別、土地相応之石盛可相極事

中には次のような毛もある。

村々名主百姓寺方ニ至迄所持致候猫には鳥あひる銘名毛付致、

来ル十日前帳面可被拵候

気ケ

百姓町人衣類之義木綿布計り着用可申候と被仰付候、絹ケは決

而着用致間敷候事

芸術ゲイジユツ 形象により美を表現する手段

一、居合抜 曲鞠 唄廻し 右三組は愛教藝術売薬商人

と申上る（本来は愛敬、愛嬌などと書く）（十三香具沙汰）

近世史料に見る いま使われていない語彙と表記法の事例

こつくい 極印の訛形

改出新田反別ニ而見取にして反に何斗と致事分米附さること、

分米は田地のこつくい、石高付るハ公儀の御繩、金銀鏝も

こつくい打事ならず、田地も如斯（地方古持籠）

筋道たてて事がらを述べる、判断する、告げる、届ける、抗議する

私儀明幾日本御番可罷出処、何親類何病ニ而以之外不相勝難見

放牀ニ御座候間、看病御断申上候（看病を断るのではない。）

跡々、前々を参照

先々之通り助郷村々人馬通帳之儀向後村限ニ通帳いたし……

諸売買先々のことくたるへき事

平日子供門際江集り遊候儀不相成由先々より申付候得共不取用

其親共之申付方不行届甚不埒ニ候

くくくく

賄方上白米朝夕御弁当共二三度賄汁はざくくく香物大キリ式切

外ニ何成共業之物壹品弁当三合詰之積但味噌梅干唐辛三度分

本陣より渡ス

察斗、差答

甚以心得違不調法至極之段御差答被仰聞恐入奉存候

喧嘩口論制禁畢、若不慮之仕合にて雖及口論、不可令荷担

一同方向ヲ失ひ候仕合、何分ニも此俣ニ而は即今難渋ニ不堪、

夫食返納ニも差支、必至困窮罷在候仕合……

不存寄先月中重キ御褒美頂戴仕、叶冥加重々難有仕合奉存候

制札所々ニ有之候哉、自然無之所候ハ、書付可有持参……

常々参懸候もの有之而自然出来合食を振舞候ハ、一汁二菜、酒

は有合次第たるへし

右仲間之もの相定置候哉、夫々酒代馬売候馬喰より差出儀自今

相止可申候、自ラ全ク馬代金江相響候儀ニ付堅致間敷候事

諾理

古代は小針村に行田町馬草場御高三百石御座候由、是は馬八拾

三疋之飼料之御田地に有之候、如何して唯今は馬草場小針村

分に被成候而行田町田地持を御取上被成候哉、此儀諾理と様

子相知不申候

補理 鋪理

今般食売旅籠屋仲間一同議定致候様取補理遣し納得之上駮と取

究候

勿論此度相鋪理候ニは往來見苦敷無之様不残板或は戸板ニ仕、

葭簀等之類一切相用へ不申寄麗ニ相鋪理置、尤御用之節は何

時成共取払、聊御差支ニ不相成様可仕候

宿内近村之職人大工家根屋左官□御用小屋普請なれば不残申付

取懸申所五日之内仮小屋相造、御伝馬御用会所と四方之角ニ

杭ヲふり左も嚴重ニ相しつらひ、先追々夫々の役人も相定へ

く成共、当時之儀は右四人之者世話致すへしと本陣より申付



置しとなり

如在<sup>シヨサイ</sup> 如才 手落ち、手ぬかり

新畑新田開可申所御座候ハ、如在<sup>マコ</sup>仕罷在候ハ、如何様之曲事ニ

も可被仰付候

他動<sup>スス</sup>身<sup>ス</sup>変<sup>ス</sup>「ず」の終止形を重ねた連語 しながら、しつづ(上代東国方言)

渴水之節ハ従先規役人相願見分之上渴水之村々水上より須々無

異論水引来申候

情<sup>シ</sup>精 情出、出情、不情、情々、丹精

人足共精不精ヲ見届進退可致……………

自今以後本業專一二出精いたし可成丈右様之家業ニ不陥様心掛

可申、村役人共も精々心を用、心得違無之様教諭可致候

本心ニ立婦家業出情いたし候様專ニ心懸丹精いたし……………

先年出丸川越一領之節ハ名主組頭罷出宰領仕情出し申候得共、

近年御料所ニ罷成、名主組頭も不罷出、人足等計差出し逆<sup>ツマ</sup>ケ

不情ニ罷成……………

候<sup>ソオロウ</sup> 候<sup>ソオロウ</sup> さつらふ

無宿ニ候ハ、悪事有無之無差別召捕一ト通致吟味、悪事候もの

ニ候ハ、月番御奉行所江差出……………

矢来之内江菜并餅等候商人は出入いたし候由

武州葛飾郡平井村より御鷹を候者渡シ場通り候付御定書

立<sup>タツタテ</sup> 建

御三家方御三卿方御供立之儀惣体格別取締相立候間、向後町々

近世史料に見る いま使われていない語彙と表記法の事例

御通行之節、往来江取広ケ置候商ひ物等は勿論取入、看板其

外店先江差置候品々、御通行之障ニ不相成分は其俣差置可申

候

他所之者又ハ浪人其外不審立候輩於有之可申出候

鷹番所に年立候もの式人宛指置可申候

運賃ハ八百俵一建と唱、金八拾七兩相懸り申候

御長屋住居之事候得は、自分ニ物を入、普請等物すきたて等不

謂事也

自分不如意成上に頼母敷たて無用ニ候

たのもしだてが身のひしで、だまされさんしたもなれ共……………

(曾根崎心中)

給<sup>タスル</sup> 給物(たべもの)

両日共何れも昼給罷出候様……………

平常至て身持宜酒等も不給都て争論ケ間敷義致し候事も無之

其夜ハ昼之八ツ時分より雨降り難義仕候ニたはこ給候義ハ罷成

不申殊外難義仕候

様<sup>タスル</sup> 見様、御様 「みよ」参照(見予)

御普請役様方御差因ヲ受水行相様候様被仰付、右御様中之儀乍

恐左ニ奉申上候

土置場之儀ハ今般御出役様御見様之上和田村地内字両判江揚溜

置可申

地所之儀変地之程御決難被遊旨ニ而去戌年より子年迄三ケ年水

近世史料に見る いま使われていない語彙と表記法の事例

御様シ被仰付、貞享御定杭江新規建添御定杭被仰付……

馳走チソウ ①馳け走る、走りまわる②ふるまい、もてなし

夜中ハ別而夜番之者ヲ度々相廻、火消道具等用意仕町々ニ水溜

桶ヲ居江手桶家々ニ揃置、出火之節ハ早速馳走候様ニ可仕候

野道之馳走として新規ニ茶屋等造り候ハ堅ク可為無用事

往来之衆江之使馳走屋への出勤

土ツ 真土（耕作に適している良質の土）野土（腐敗した植物質を含み肥

沃で作物栽培に適した土）

其村古田畑真土之所新田畑野土ニ候ハ、隣郷致吟味隣郷之野土

畑之位付を見合土地相応ニ可極

忍箕田郷箕田タミ 民戸野土 耕真土 干田少畑多

忍上村ムカミノ 民石真土ニ散住ス 耕地同土 成田ケナリ 民

砂利真土ニ散住

松山高見郷古里サトル 民野土ノ真土散住ス 耕地同土目（武蔵志）

前マエ 於御代官所ニ百姓前より其代官うりかい物かい取申間敷候

メ切人足賃錢之儀は追而御普請役証文前を以相渡候

拵方不出来ニ而売前下直ニ相成候共手間ニ而うまり可申間と様

致度皆々申ニ付尤に存夫より銘々道具拵候而昼夜致苦勞候事

前々マエマエ

前々切支丹宗門之由にて本人有之二おゐては何年以前何方ニ而

僉儀有之候而何年已前ころひ候邪蘇宗門之者ニ而候得共切支

丹を依訴人仕候其科被成御免在所へ帰罷有候哉其わけ委細書付可被申事

見舞ミマヅ 見廻り

町中破損修復并道橋掃除等之儀町奉行之者切々見舞入念可申付

之

見豫ミヨウ、見試ミクメシ、見様、見様し、御様、水様、みよ

去ル申年より去戌年迄三ヶ年之内見様度……其後右年季中

見様可相成程之出水無之候ニ付今般村々相談之上見様方繼年

奉願上候答示談行届候問何卒以御慈悲子より来寅迄三ヶ年之

間尚又見試繼年被仰付被下置候様偏ニ奉願上候

地所之儀変地之程御決難被遊旨ニ而去戌年より子年迄三ヶ年水

御様シ被仰付貞享御定杭江新規建添御定杭被仰付……

去々戌年より子年迄三ヶ年之間水様被仰付訴答旁水行相様し候

趣以別紙奉申上候通りニ御座候

持場内戦争防戦実地之場所平常論究見豫置候儀肝要之事

苗字ミヨウジ かた苗字、もろ苗字

片名字 書状に名字を略して書く 松長門守、藤大学頭

宛名にこれを書くのは尊敬の意、自己を片名字に書くのは

先方を卑しめ、自己を尊しとする意。

上々 当苗字なし 何様 我名苗字とも 何之何某

上 当片苗字 何様 我名同断 名乗書判

上之中 当片苗字・諸苗字も不苦

上之下 当諸苗字 何様 我名同断

(机上文例)  
(下略)

### 交通関係用語

貢租関係でも水利土木関係でも、枠を作つて集めると整理し  
やすい。仮に交通関係で集めてみると

赤繩アカナワ

京大坂駿府在番之御方様より被差出候御用御荷物ハ三度飛脚と  
申定飛脚之者内実持参り候由、乍去赤繩と唱御荷物、赤キ繩  
ニ而上繩ヲ掛ケ候故ニ赤繩と申唱候

有ア 接頭語

往還衆触状無之不意之往来之分ハ、当番之方より人馬順々廻り  
ニ繼立、惣町中有馬有人足之分ニ而相勤、町中馬不殘相立、  
其外之往還共ニ馬帰り次第繼立、猥ニ助郷人馬寄申間敷事

案駄アツグ 儀輿オケあうだ

病人之儀歩行難相成、駕籠又は案駄ニ而相通候分出入共其筋よ  
り通手形持参、又は手形持参無之候而も乱心手負等ニ無紛候  
哉、耽と相改相通申候

入口イレクテ 「口」参照

日雇月雇入口之者ハ道中通日雇請負候者共欠落奉公人引込置候  
類有之由

近世史料に見る いま使われていない語彙と表記法の事例

入人イレヒト

右之者共方より入レ人致候ものハ別而素生不宜もの共計多候よ  
り…………道中筋難儀ニ及候

員数イヌズ 員イヌある (かぞへる)

水之浅深ニしたかい問屋方之吟味之上賃錢之員数相定、如何様  
之輕き旅人たりといふ共高下なく、其場所ニ役人を出し置、  
賃錢可取之候

馬屋ニ馬士銘々附置、触次案内仕候而一二三と高声ニ員多、十  
と申所ニ而帳面に御印被成、馬之善悪御吟味被遊候

会符エフ

日光御坊中様方并御神主様方前々ハ印鑑御差出置、駄賃帳江御  
押切被成、御飛脚御差出被成候、其外御貸会符等有之候所、  
近来ハ御印鑑之帳面至而少く会符証印等も無之、肩書ニ日光  
と相記し御名前も及承不申衆中之借帳多御座候

圈オリ

僧式人は本繩打召連ト相成、尤板橋宿迄引立、同所圈ニ入置

駕籠カゴ 乗物

乗物 垂れ駕籠 四つ手駕籠 山駕籠 辻駕籠 道中駕籠

宿駕籠 山乗物

乗物志挺六人掛 山乗物一挺四人掛り 角棒駕籠志挺四人  
宿駕籠二人 四ツ手駕籠二人 品川宿相札候処右之通り

(道中秘方書)

近世史料に見る いま使われていない語彙と表記法の事例

引戸は乗物と唱、塵懸ニ而は駕籠と唱、乗物ニ無之候

かいけ 匙筈

御馬口洗場手桶十五かいけ柄杓拾五本、御成還御共用之

重り役

既二元禄年中御伝馬御継立之義ニ付御証文頂戴罷在候、且又当

村之義水旱両様之村方ニ而極窮難洪之村柄ニ御座候、其上領

主火術稽古場ニ而多分人足遣捨ニ相成、重役村方ニ御座候

貸供 貸人

御貸供に出る時自分主人のごとく存、諸事申付を違背不仕様ニ

可申付

自分之家来は不及申、御貸人たりとも其趣を申聞せへし

数 接頭語 上等の品でない、ありふれた

菅里塚ニ菅ヶ所馬口洗水出置、数手桶五ツ柄杓五本相添、番人

馬之方事訓候者三人付置

勝手 勝手能、不勝手

勝手能方江は宿人馬を相立、不勝手之方江は助人馬を差出候類

之事あるへからず

小作人弱人馬計差出、地主八人馬不差出、宿場差支候事ハ不構

自分々々の任勝手ニ候

門掛り

一、御伝馬役屋敷菅ヶ所……右は是迄宿持之処其許望ニ付書

面之屋敷譲り渡、代金五両式歩請取候処実正也、依之門掛り

川越

入用未暮より其許方ニ而無滞上納可被致候

川々船渡川越賃寛

脇水より乳通下込一人 六拾四文

此筋は馬越留り 横帯より下込 四拾五文

脇水川 四拾八文

若骨川 三拾五文

天明年 相定

歩一府中之間安倍川 拾貳文

股切より膝下込十六文 股切下水 式拾四文

起証文

起証文の形式

起証文前書 一、上尾宿江助馬之儀被仰付候、少しも我假成儀

不仕、同宿より触次第、馬急度差出し可申事 一、上尾宿之

衆を頼、金ニ而馬之請負中間敷事 一、人通多時分馬を隠し

中間舗事 右之条々於相背は 梵天帝釈四大天王 総日本国

中六拾余州大小之神祇 殊伊豆箱根両所権現 三嶋大明神

八幡大菩薩 天満大自在天神 部類眷属 神罰冥罰 各可

罷蒙者也 起証如件

気楽

内式拾疋は気楽と唱ひ内々宿渡しニ相成

口附

口附之者木綿紺袴為着、紙合羽菅笠為持、見苦敷無之様仕、通

シ馬壹疋ニ付金六両貳分式朱

杳裾湯クツスロユ

御進猷御馬壹疋被差遣候二付、人馬無滞差出、宿々ニ而御馬飼料杳裾湯等之義ハ差添罷越候もの断次第可差出者也

肥踏ヒヨクミ

一躰困窮村故金子差出馬相求候者無之、少々之酒手ニ而も差出貫請候歟、或は少金ニ而相求メ全ク肥踏ニ飼置候馬ニ御座候得は、中々鴻巣宿より熊谷宿迄四里八丁之間、附送り候馬は

無御座候

御朱印ゴシユインを拔ズク

宿々ニ而……役馬之義を御朱印と申義、向後一切為申間敷候、

殊ニ仲間ニ而役拔之義を御朱印を拔候と申義不屈候、役馬を

指引ニ致候と申、向後御朱印を拔申扨と馬士等ニ至迄為申間

敷候事

拵馬コシラエウマ 馬の筋のべ

馬の筋のへ候儀第一用方ニ不宜、其上不仁成義付而、御既ニ立候御馬共、先年より御停止被仰付候得共、今以世上ニ而拵馬有之由ニ而、向後御制禁被仰出候者也

三日……けふ令せらるゝは、馬の尾巻くことは雨のときは尾先の繩一重二重はくるしからず、馬喰馬は拵馬にまぎらはしければ一切無用たるべしとなり……廿三日けふ大目付目付して令せらるゝは、このごろ馬の尾筋当座拵のやうに尾を取

近世史料に見る いま使われていない言葉と表記法の事例

て牽通る馬あり、先々も令せられしごとくかたく守るべし、もし違犯のものあらばその馬主を糺察しうたへ出べしとなり(中略)

(常憲院殿御実紀卷十三 貞享三年二月)

在寄人馬サイヨシジンバ

忍藩城下行田町では日光裏街道の助郷人馬を在寄人馬もしくは拜借人馬と称した。

右之通在寄人馬今夜七ツ時行田町江参着仕候様例之通書判を以

御願申候

作場渡シ舟サババワタフネ 作渡り舟

拾壹年以前寅ノ年從御公儀様横渡シ舟御黒印御改被遊候節、悪

津村之儀は作場渡シ舟ニ而其上御銅御用伝馬人足相通シ候ニ

付、御黒印御除キ被遊……

先規より川向ニ高島村之地馬草地并ニ鎮守之宮御座候ニ付

作渡り舟所持仕、高島村并ニ近村最寄之儘成者市用ニ相通候

渡シ舟有来り申候

下宿シタド

御雇之御方様御下宿ニ御雇之馬口附共ニ一所ニ御差置被成候様ニ仕度奉存候……御下宿ニ人馬一所ニ御留被遊候得は御立刻限其外諸事御手廻ニ能有御座と奉存候

旅道具タビモノ

合羽、蓑肌、脚絆、面桶(めんつつ)

一金式百七拾貳両銀拾四匁四リシ 御旅道具代 是ハかつは、

ひきはた、きやはん、面桶(前掲) 卯年中入用

(中略)

あぶれもの

<p>三省堂編修所編集 金田一京助・春彦監修 <b>明解古語辞典</b> 三省堂 昭和42.</p>	<p>あぶれもの〔放浪者〕(名) ①無法者、ならず者 ②戦争に臨時に加って乱暴を働く者</p>
<p>中田祝夫編 <b>新選古語辞典</b> 小学館 昭和39.</p>	<p>あぶれもの〔溢れ者・放浪者〕 ①無法者、法外者 ②戦争に臨時に加って乱暴を働く者 ③ならずもの、よたもの、ごろつき</p>
<p>前田 勇編 <b>江戸語の辞典</b> 講談社 1992.(11版)</p>	<p>あぶれもの〔溢者〕 ①仕事にありつけなかった者 ②一定の正業なく浮浪生活をおくる者 ③もてあましもの、ならずもの、 ごろつき、やくざ</p>
<p><b>日本国語大辞典</b> 小学館 昭和48.</p>	<p>あぶれもの〔溢者〕 あふれもの ①無頼で持て余されている者 ならず者、ごろつき ②仕事にありつけない者、失業者 あぶれつわもの〔溢兵、溢強者〕 無鉄砲な兵士、乱暴な武士、あぶれむしや</p>
<p><b>広辞苑</b> 第2補訂版 昭和51.</p>	<p>あぶれもの〔溢者〕 ①法外者、無法者、放浪者、ならず者 ②(仕事などに)ありつけなかった者</p>
<p><b>岩波国語辞典</b> 4版 1988</p>	<p>あぶれもの 世間または仕事からはずれた者 ①無法者、ならず者 ②失業者</p>
<p>遠藤元男編集 <b>日本社会経済史用語辞典</b> 朝倉書店 昭和47.</p>	<p>あぶれ〔溢、放浪〕 ①溢れる、余ってこぼれる、放れる。仕事にありつけない、落ちぶれて放浪するなどの意から ②あぶれもの、あふれもの(溢者)と名詞化して浮浪人、無頼漢、無法者の意になった。 律令制下の良民、雑式(ぞうしき)の貧困化・あふれ者の増加は平安後期の重大な社会問題となった。 ③鎌倉・室町期 封建的主従関係による扶持から溢れ出たあふれ者、すなわち牢人は、時には集団をなして乱暴、強盗を働き、戦場に出掛けては掠奪を行った。(太平記など) ④江戸期 乱暴者、仕事にありつけぬ者</p>

近世史料に見る  
いま使われていない語彙と表記法の事例

## 俳諧連句・雑史実録・随叢の中から

アフレモノ 溢れ者、放浪者 辞書にどう載っているかは挿入の表を参照

郡山より奈良へ纒五十丁の道法成けれハ忍て行もの数多ありけるとそ、其頃片山七郎太夫（なご）杯いふあふれ者ハ、常に忍て遊里に通ふに、豊成世柄（あたま）とて往還の長途を、紙張の四角に竹をはり、中間（ちゆうげん）に持せて、其中に立ながら三味線を弾て往来せし事もありけると云事、隠れもなき咄也（旧事夜話）

近世初頭元和・寛永期の武士の私生活は派手な者もいて、大名の家臣が幕府の奈良奉行と喧嘩して馬から追落す騒動も起こした。挿入の表に載る辞書の説明では十分とはいえないほどの「あふれ」ようであったといえる。平安後期から鎌倉・室町期を経る「あふれ」の伝統に思い及ばず、ただ「無法者」「ならず者」という語釈で満足するわけにはいかないだろう。しかし、いちおうは古語辞典に載っているから、あまり触れずにおく。この「旧事夜話」では、もう一くだり片山七郎太夫の話が出る。こちらは江戸の瀬戸物屋の主人の応対があまり横柄だったので、友人と共謀して店頭の瀬戸物をこごとく叩き砕く事件だが、こちらは「ワヤクモノ」という形容で、これも古語辞典に載っているのので、ここでは取りあげない。こんな話もある。

近世史料に見る いま使われていない語彙と表記法の事例

一、奥平源四郎と云人有けり、嶋原一揆の時、見物の望ニ而何れの手哉（てん）覽へ従軍して在しか、能働（よき）しけるを石谷土入殿御覽（ごらん）じて、誰人ニ而候そと被尋し故、某は奥平美作守家来奥平大（お）学か次男にて候といへハ、今の働無比類候、いつれ我等証拠に立て参らすへし、何方へ成とも勤仕し給ふへしと仰候由

この話は中世的な「あふれもの」の実例ともいえようが、著者はひとことも「あふれ」といっていないのは不思議なくらいである。石谷貞清は江戸初期の名士で、彼の病気見舞に訪れた松平忠明との対談によって、源四郎は七百石で召抱られるという後日譚が付いている。

この「アフレ」「ワヤク」の類だが、もうひとつ、あまり使われない語がひとつ出てくる。

羽州山形御旧領の頃、御家の御切米取に糠藁渡と云ル小役人に伊藤喜右衛門と云者あり、此者フリハ（本）マ（マ）者にて有けるとそ、同気相求たる朋友の有けるに頼けるハ、我妻を呼迎んに他所より筋目能者を肝煎（きんせん）て玉ハるへしと云ハ、彼者心得たりと領掌す、扱其頃山形の隣邑上の山ハ土岐伊豫守殿ニ而土岐家の御筋目家老に諏訪越中と云人ニ老人之息女有事を聞出して、彼仲人段々傳を求て云せけるに、悉（ことごとく）偽（いつはり）にて堅（かため）けれハ、山形の御家中伊藤喜右衛門とて先手の物頭也を聞て、既縁組相整とところが婚（よめ）礼が済むと、ことごとく嘘でかためた事がばれて

諏訪大に驚、一門親類呼集、兎角取戻に相談極りけれハ、其中

近世史料に見る いま使われていない語彙と表記法の事例

に老輩の云様、かゝるふくわんの者の事にて候へハ、取戻し  
なハ男道立ぬと覚悟し、いか様の理不尺すへきも難計、若さ  
あらハかつたいと棒打ならん、最初より軽々敷たまされたる  
恥辱言語道断の事成に、此上事を好まは世間へ態と恥を広む  
るに似て上塗と成へし、所詮娘売人捨たりと思ひ、不通して  
置れよかし、逆も家老の家に育たる娘の、何と切米取の妻に  
していかに整へき、自ら頓て離縁すへし、………諷訪打点頭、  
此上ハ其意に任すべしとて打捨たり

その後伊藤家では男子が出生、江戸で渡り勤めをしていたが、諷  
訪越中に世継がなく、伊藤の子が嫡孫であるとして迎えられて、家  
老家の家督を相続することになる。

型破りな特異な人物といえるこの切米取の伊藤喜右衛門は

フクワン 府官(名)国府の役人(中田祝夫編・新選古語辞典)

と称されている。東北地方の地方的な語かもしれない。

荒和布

一桶にかさはる荒和布ほとはせて

歩行

アユム

立出て後歩行や秋の暮

嵐雪

見ぬ春をこがれ歩行か時鳥

蓼太

あんくわい(暗晦)

然ハ其方金銀を笠に着て過言云やと云ハ、金カ云ハすると答け  
れハ、善六今ハ腹に居兼、推参、あんくわいかな、己ことき

に過言吐せて置べきや (敵討金拵折刀)

鮫鱈

鮫鱈流

如此ノ御政事ヲアンコウ流ト云ヒ侍リ、鮫鱈ト云フ魚口至ツテ

広シ、大海ヨリ江ノ口ニ向ヒ口ヲ張リテ相待チ、種々ノ流レ

来ル者ヲ吞ム、故ニカク云ナリ (白雀録)

種ノ立管の上部にさし込みたる長い栓木をアンコウと云ふ。

俗に不伶俐のものをアンコウとか底ぬけとか、又重ねてアンコウ底ぬ

けなど云(吉永禹山：百姓語彙)

一チ力

枕香の古河関宿のあたりも見まほしと、一チ力にハ例の無言な

る与助をつれて、草枕たびくなら笠を並へぬ(古河のわ

たり集)

一致

い、ち

元日の一致にはやき風呂屋哉

輝雄

いとなし いとまなし

白萩のちるもいとなく日暮けり

犬 似て非なるものを犬といふ、これ本邦の故実歟

水蓼 龍葵 狗脊 午年艾 葶藶 麻黄 薇

毛拳ぐるに違あらず (燕石雜志二)

鹿藿 等、

いろう いろひ 綺辞弄

勝手向より外の事いろわすべからず (百姓分量記)

勘定終ラバ△如何様トモ進用シ給ハン、且ツ外ヨリイロヒ侍ル



人モアリト聞ク (白雀録)

罔兩 カケボウシ 魍魎 クハシヤ 火車 (茅憲漫録 下)

埋火や壁には客の罔兩 芭蕉

かハほりや野松八月の罔兩 踏んで通れば鳴網の綱

加察 カサツ 苛察

君子不為苛察 (莊子)

頰 キョウ

於御右筆部屋縁頰、河内守申渡書付渡之、列座無之、遠山信濃

守侍座

有町人女房を離仕候処、無別向頰、町人妻に召置候 (信綱記)

さて正親町殿は室町の方に一頰の町屋ありけるに楽人の家あり

(武野燭談)

曲突 キョクツツ あな 煙突 (まがった煙突) けむだし かま

曲突・徒薪 (漢書霍光伝、書言故事)

突・曲・焚の落葉搔行うらの山 完車

こつは押込曲突の穴 輝雄

曲突・焚付くる妻の尻軽

かんなの屑を曲突へ捻込 柳巷坊

なミたかきけす曲突の尻

乞食の曲突へ落込む雪解哉 問水

腰掛に榎(かまち)の艶に春見えて 曲突・焚くおのこせつかれにけり

銜クラムむ

近世史料に見る いま使われていない語彙と表記法の事例

はまくりやくく、めてもれぬ塩の味 市月

くすぬく

くすぬかる玉の光りや芝の露

け 形式名詞、理由をあらわす

やうく忍わしの町にも近しときけ、定枚ぬしをしはしこ、にて待

つけ、やかてかこのしり人につきて行くに…… (忍の道の記)

ケ、気 ようす、けはい

一天の雲なき月の露ケ哉 美撰

解ゲ

遊仙屈抄……本邦ニテ中華ノ小説ヲ訳解スルハ此書ヲ以テ始

祖トス嵯峨天皇ノ時學士伊時ナルモノ神仙ノ訣ヲ得テコレヲ

解ストイヘリ

訳解笑林広記……コレハ漢土ノオトシハナシニシテ面白キコ

トカギリナキ書ナリ俗語バカリニテ読ガタキニ今和解註釈ヲ

加ヘ誰ニテモヨメ安クセリ且俗語小説ヲヨミ習ハントスルニ

ハ漢土ノ人情ヲ知ラザレハ解スル門能ハズ

經濟 ケイサイ しんだい、所帯

目附ナケレバ法ヲ行フ人ナシ且那ガ自身ニ法ヲ行フハ下手經濟

ナリユヘニ目附ト云役ヲ一人コシラヘテ此目附ニ法ヲ行ハス

ルガ升小ノ工夫ナリ (海保青陵「升小談」)

代口物ハ雜物ニテモ数多キヲ以テ大經濟トスルナリ

不怪 クシカラズ けしくあらず、はなはだしく

此十郎左衛門勝れたる器量骨柄二而能登守殿不怪御悦にて

伝聞頼光の四天王に渡辺の綱などいへるかかゝる類容貌にて  
もや有けんと思ひし由不怪誉させ給ひけるとかや

げす 下司ケス しり、人糞肥料、しもこえ 屎尿、下肥、下水(吉永島山)

一、木綿式斗 市後嶋伊兵衛分 ケす拾駄丁式斗五升

一、菜種三かわらけ はら原式反割 ケす拾六麦但四桶入

肥前麦三升式合 さやのき畑 ケす四カ たメ五カ

八月五日 後菜植菜 中之割南之方四拾三本時内式拾五本 晚稲菜種右拾八本 朝鮮菜種右

江肥大豆式割下司溜

けだい 藁囊、日除けのため背にあてる、藁や草塵のことをいう地方もある。

百姓共背負出し候笠けだい逃去候節町中ニ捨置候故、宿内ハミ

のけだいひの山を築、番人附置候 (御伝馬騒動記)

けでん、けでや、けつて、けんだい、けら群馬県多野郡 秩父、山梨直巨摩郡

けなり うらやまし

ひと、せ都には三貫屋七助があめとてめづらしき事を仕出して

其うる事数をしらず、さればよの人けなりくおもひてさま

く(に)せのできければ…… (諸国落首物語)

懸車ケンクルマ 官を辞す

神慮まで律の調へに澄渡り 懸車の身こそ命綱なれ 方四町松

はかりもよい金目 懸車の楽人の居所を附たる也、方四町

松林の茂りたる下屋敷ハ切出さは金に成へしとなり

懸倉ケンクラ 懸倉屋

けんどんと号るは独味ドクミをして人にあたへざるの心又給仕もいら

ずあいさつするにあらねはそのさま慳貪なる心又無造作にして

儉約にかなひたりとて儉鈍と書と云説此よろし (近代世事談)

弁当食物持たせ出て、町にて食物と、のへ食ふ事なくすべて町

にて拵へたる食物類にてはまんぢうさつま餅焼餅この外の物

は寛文辰年よりうどんそば切七十年前には御旗本調へて喰

ふ者なし近年は大身歴々までけんどんを喰ふ (八十翁嚙昔話)

けんどんにきこゆる雉子のほろ、かな 輝雄

吾伊ゴイ 伊吾ウイ、唔呷ウイ 讀書ノ声

誦読ノ間徐緩ニ読去ベシ急疾ナルベカラス声音響亮ニシテ吾伊

ナキヲ善トス吾伊トハ不伶俐ナル者ノ書ヲ読ムニ滞ルコトア

リテ読過ラレヌ時吾伊トイフ声ヲ出シテヲメクワイフナリ是

尤聴ニクキモノナリ (和読要領)

合ゴウ

雨五日六日ぬ二大雨ふり候間八月九月之内大水十度出堤八九合也 (榎

本弥左エ門覚書)

乗かけをおりて角力の雪踏はき 古賀古賀のわたりは八合の水 (三余集)

升シヨウ

吉田川一升の水出には堤を押切り家を流す事古より今に至る迄

其数を知らず (本藩高士伝)

こかす ①ひそかに他へ移す②だましとる

当時諸家ノ家老ト申スハ小兒ノ時ヨリ家中ノ族ニ立テコカシニ

セラレ御前様ノ御無理ハ御尤トカ云ヤフノ目ニ遇フテ成長シ  
タルユヘ……………(破レ家ノツ、クリ話上)

露ツキこけのよすきて遅し女郎花 屯齋

五ゴ荷カ棒ボウ

安永六年丙申日光御社参の時道中にて見し駄菓子に五カ荷カ棒ボウとい

ふものあり……………一口も味ふべきものにあらず……………今年文政三年庚辰あ

る友のもとより武州忍領北秩父の辺の菓子とて五カ荷カ棒ボウとい

ふものを贈りしをみしにむかしよりは形大にして其質もまた

おこし米をもてつくりたり其形は野鄙なれど四十年の昔にく

らぶれば味ふべし (奴師勞之)

五ゴ器キ

雪解やさては里ある流ユ五キ器キ

五ゴ種シュ香コウ

請売も虎の威をかる五ゴ種シュ香コウ屋

小コ附ツク

炭売の小附の小豆うれ残る

米コメ

検見取箇仕様之事 地方不知の為ニ記

一、立毛壹反歩 立毛壹升有時

此取米六斗 法壹升へ三を乗、粃三石と知る、五合摺の五を乗  
米壹石五斗四ノ取をかけ、六斗と出、何合ニ而も如此也

一、壹反歩 粃式石四斗

此取米六斗 此粃を四ノ法ニ割ト出早法 五ト五分取

近世史料に見る いま使われていない語彙と表記法の事例

一、又法五五ノ取の時合毛何穀にても四ヲ除ス取米出此四の  
法は五合摺の五ト五ノ取再乗ノ二五成是左ニ置一ヲ除スル  
四ト出ル是四ノ法発リ

一、石高取ノ時反ニ八合取米六斗有 盛十五ニ割高二四ツ厘取如此

一、取米七斗五升反取右のことく厘取直ス時  
粃二石四斗

法七五四ノ法ヲ乘三ト出ル是粃三石也四ニ割七斗式升是ヲ

十二盛に割八厘六ツ斗盛七斗五升壹反取米盛ニ割也

一、八合の時五ト五ト取反ニ六斗九当リ合何程と問

此八ニ田の法三ヲ乘二四成是を田ノ法除ル八合中りと知る

一、壹町五反八畝拾五歩 中り式合不足 七ト五リ引

内壹反壹畝廿六ト六リ 検見引方

残壹町四反六畝拾八ト 中り合 本毛

取米八石七斗九升六合 反六斗

一、反別壹万千百拾五町五反五畝拾五ト

此粃廿六万六千七百七拾三石三斗式升 五ト取

此米六万六千六百九拾三石三斗三升 四ノ法

斗立七万五百石三斗七升七合 延干

式千百拾五石壹斗三升壹合 三ノ法

小以七万式千六百拾九石五斗八合

此儀十八万五千五百四拾八俵三斗八合 四斗入

右法反ニ八合毛をかけ粃出ル此位見様歩所一桁下上ミへ算

近世史料に見る いま使われていない語彙と表記法の事例

廿六万の位を知る割くらしいハ壹桁上へかそへて知る 口伝

一、凡米を三五三除ハ但式表八ト五七 三五ノ法

此割二八五七ハ式升延乘式升八合五夕七才 口米古法

五升七合壹夕四才 のへ米入

三升壹合七夕

古法延口 八升五合七夕壹才 今法八八八 延干へ

三乘

一、取米壹石 五升干ハ 三五除五ヲ除 壹斗四升合八夕五才

三五割二八五七是ヲ式升八合五夕七才ノ口米と見るも有

本石へ五升のへを入それへ二八五七ヲかけ口と見るも有

法用二一七一四二是ヲ取米江かけ壹算ニ而見るも有

三乗ト一七五五一七七五升のへノ上三ヲかけ如此

(地方古持籠 地)

### 米商売通用正字

相場商人相集の場所といふ心也 正米売買をもつて

帳合米ちやうあひまい正米をもたざれ共相場 虎市 踏損ふみむしをするを 履

損つくをして指引さしづかひすまざるをつく 繫正米を買帳合米を売又正米を売

といふ、空辰くうしんのころなり 繫帳合米を買をつなぐといふ

ほく上のつなぎ 鞆帳合米正米より高きを上ざやといひ 糶米せうまいを

解とくをとくなり 鞆帳合米正米より安きを下ざやといふ 糶米せうまいを

糶米せうまいを 高下 貴賤 等 相場の高下 揺高下

糶米せうまいを 高下 貴賤 等 相場の高下 揺高下

糶米せうまいを 高下 貴賤 等 相場の高下 揺高下

糶米せうまいを 高下 貴賤 等 相場の高下 揺高下

糶米せうまいを 高下 貴賤 等 相場の高下 揺高下

(米穀売買出世車)

### 酒

(三月雛)初尾小びし二重ね二いたし神仏江備候事 あさつき

はまくり のびる つくし わかさぎ さざる 干菓子 餅

菓子

花 白酒 すみ酒 ミりん酒 右之外珍敷品青物魚類等有合

次第備可申候

醬人 醴 懷 柞 醜 鯛 檄 吉水 満願寺

稲寺 鴻の池 稗 甌 諸白 和 ねり酒 焼酎

南蛮酒 みりん酒 ほうめいしゆ 忍冬酒 (万金産業袋)

四木三草

四木 桑 椿 漆 茶 三草 麻 藍 紅花

五木 領主が伐採を禁じた有用樹、七木九木を禁じた藩もある。

桑槐榆柳楮 (県令須知)

松 榧 明松 榧子 高野槿 (尾張藩木曾山)

八色之木品 山稼八色 免許八色山稼 (享保十三年)

農間の稼には御林山つゞき稼山に行て木を采り兼て御免ありし

八色之木品鹿料挽板板桶木鞆木履鍛冶炭等製造せり養蚕は

少なく女の業には絹横麻を織出せり

八木 やぎ (吉永禹山：百姓語彙)

今年耕作損亡之地有之間、猥に八木を費すへからず、酒つくり

候義、江戸京都大坂奈良堺之津并名酒之所々其外諸国在々

所々、累年造来候員数其所之給人御代官より改之、其半分つ

空米

くらせ申へし

堂島の米商は百斛以上を行ふ、蓋米商に正米と帳合と二行也、

正米は実に米の売買、帳合は空米にて唯売買の名のみにて其

行実は米を売買せず (守貞漫稿)

(下略)

### 漢文的な文法

日本人の作る文章が漢文の尺牘体にならつて始まつたという宿命から、文字の上下顛例が近世まで続く。(候文の文法の素材となる。)

不、無

苦懸ケ合目深ク雨不<sub>レ</sub>漏様ニ入<sub>レ</sub>念候は不<sub>レ</sub>濡管ニ候

不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>止事不<sub>レ</sub>奉<sub>レ</sub>顧<sub>ニ</sub>恐をも<sub>一</sub>御歎奉<sub>ニ</sub>申上<sub>一</sub>候

右之者代々禪宗ニ而拙者且那ニ紛無<sub>レ</sub>之御法度之切支丹邪宗門

之者ニは無<sub>ニ</sub>御座<sub>一</sub>候

ところが、上へ返るのを忘れてしまつた呑気坊主もいる。

堤手薄ニテ出水ノ節ハ今ニも切可<sub>レ</sub>申哉ト安キ心無<sub>ニ</sub>堤<sub>一</sub>ニイ(たすむ)

其頃未謚乱之節ナレハ近国ニ市ト云事無<sub>レ</sub>故当地ノ市悉繁盛セリ

于

先規より御年貢諸役入用勤申于<sub>レ</sub>今持来り申者之田地ニ而脇よ

りかまい無<sub>レ</sub>之少も申分無<sub>ニ</sub>御座<sub>一</sub>候事

宜ヨロシク 当マサニ 将マサニ 未イマダ 須スベカラク 猶ゴトシ

近世史料に見る いま使われていない語彙と表記法の事例

御定書之通宜<sub>レ</sub>被<sub>ニ</sub>相守<sub>一</sub>者也

ところが二度読むことを忘れてしまつたものが多い。

御手伝御出銀や未<sub>レ</sub>残銀も有<sub>レ</sub>之

左様ニ相成候而ハ少年之行志未<sub>レ</sub>定不<sub>レ</sub>申者杯ハ自然と風儀悪敷

相成候而……………

この様に、漢文法に倣つて漢文法を忘れたあたりが、候文の文法とでもいうべきか。

爲させ、せ

日數十日程も助郷より右代り人馬為<sub>ニ</sub>差出<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>申旨申<sub>レ</sub>之

正路之渡世ニ可<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>致との御主意ニ而……………

奇特之儀ニ付褒美として鳥目拾貫文為<sub>レ</sub>取遣ス

此段為<sub>ニ</sub>相知せ<sub>一</sub>候

敬語に使う場合

御取調之上厚御汲汲被<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>有<sub>ニ</sub>模様替御沙汰止<sub>一</sub>ニ相成

追々相弛候趣被<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>及<sub>ニ</sub>御聴<sub>一</sub>ニ……………

爲たる、たり

古船又は為<sub>ニ</sub>新艘<sub>一</sub>共船具不足之船ニは荷物決而積入申間敷候

深谷領大塚島村川欠地如<sub>ニ</sub>相定<sub>一</sub>岡部領手計村可<sub>レ</sub>為<sub>ニ</sub>支配<sub>一</sub>但欠

残之古畑ハ大塚島村可<sub>レ</sub>為<sub>ニ</sub>進退<sub>一</sub>

爲として

右之御方様御領分為<sub>ニ</sub>請取渡<sub>一</sub>ト御越被<sub>レ</sub>成候

有<sub>ニ</sub>君御方様御下向之節并為<sub>ニ</sub>御迎御用と<sub>一</sub>京都江籠越

次の場合はどう読んだらよいか。

勤札数庭払帳江引合札不揚分は宿助郷共為過怠翌日為相勤

可申候

依之取替七書付一札為取替七申候「為」と「七」は重複

稲毛出来過不申候為不殘早稲之粃種用可仕

荒川通之儀は度々及出入候間以来争論不及申濟口御

奉行所様江差上……………

為其請人加判仍而如件

昨巳年之儀ハ別而田方不熟ニ而村方一統困窮ニおよび候次第ニ

付、村中安全為五穀成就之鎮守八幡宮其外諸神社へ太々神

樂献度奉存候

「……………のため」と読まないと、どうにもならないものもある。

預る あづかる

常々申付方等閑之義預御札候所一言之申訳無御座奉恐入候

有、在 ある、あり(文字の意味にちがいはないらしい。)

無益なる甑之品々金銀用候儀停止之旨前々御触も在之候処近年

猥りに金銀具相用并売買致し候者も有之

雖 いえども

土手新古之異論度々雖及対決就不分明為御檢使伊奈半

十郎米倉六郎右衛門被差遣檢分之処川岸之土手所詮可為

水開之障一段歴然也

致 いたす 必ずしも上へ返らない場合もある。忘れたのか。

右は村方貸付金致借用候処相違無之候、返済之儀は来戌十

一月晦日限元利共急度可致返済一候

此度為見分出張致難場ノ所目論見致御普請申付候

入 いる、いれ

灰入候節入念をしめし入置可申候

於 おいて

若令油断於申付は其地頭代官可為越度事

吉五郎と合掛ニ御用向相勤度段於申出候右は願之通申付候

去寛永十五年ニ奉公命耶蘇宗門ヲ於肥後島原退治シ……………

郷村高帳昨夕大手御番所後於御勘定所家来之者請取申候

江戸於御屋鋪御役人中様江相渡申候

御呼出ニ付罷出候処道中御奉行所におゐて則御触書御渡相成

「於肥後島原」と書くなら、なぜ「於江戸御屋鋪」於

大手御番所後御勘定所」と書かないのか。(後出「從」参照)

及 およぶ 返る場合と返らない場合

当年差支之依有無当冬中及再談候筈

近村杯より詛られ候躰之小荷物壹駄ニ及不申分は相構不申候

掛、懸 かける

万一此者相煩候敷又は不勤仕候ハ、早速請人之者より慥成者差

出貴殿江少も掛御世話申間敷候

拘 かかわる

劍戟等ニおよび候者在之におゐてハ咎之不拘輕重ニ其方共

改易申付候事

難 かない、かたし

多分洩水致已ニ難ニ相保ニ処漸防留候次第ニて悉く難場ニ相成

縦へ証文髓ニ在レ之候迎も御朱印之寺社領田畑屋敷外へ取事ハ

難ヨキ成ニ間自今以後質物ニ一切取申間敷候

如 ごとき、ごとし

来年戌五月晦日迄只今如ニ取来ニ可レ取レ之

火事有之節は如ニ先規之絵図書付相認類火ニ逢候もの共軒数：

……書記宿次を以可レ差越事

之 これ 有之、無之、渡之、出之

忍領上郷数拾ヶ村大場之悪水溜井沼ニ有之候

此俣ニ而過行候得は市場江は一切立会無之様ニ可相成と奉存候

過錢として家一間に付てひた錢百文宛可出之

秋御貸米八百石ニ付四俵ツ、可渡之

村々騒立候節村内之ものを差押ととうにくわわらせず、一人も

さし出さる村方これあらハ、村役人にも百姓ニ而も、重も

にとりしつめ候ものハ、御ほうひ銀下され帯刀名字御免、さ

しつ、さしつめ候ものとも、これあらハ、それく御ほうひ

下しおかるへき者也

奉 たてまつる

随而は年限中勝手向取直奉レ報ニ御大恩をも一度専儉約仕取賄候

得共……

近世史料に見る いま使われていない語彙と表記法の事例

御額髪ヲ取可レ奉レ上之旨御意トモニテ五兵衛参上仕取上……

就 つき 就中(なかんづく)

右は旦那勝手向就ニ入用ニ其御元口入相頼申書面之通借用申処実

正也

御年貢之払方不ニ罷成……就ニ中去丑ノ御年貢百姓前ニ壹文

壹合之無ニ未進ニ歳内ニ調申候へ共自分之借金ニ御年貢金ヲ被

レ越船ニもつミ不レ申先ニ御城米ヲ売申候

遂 とげる

此外往還何事によらず寄合遂ニ相談を一埒明申様ニ仕へし

乍 ながら

宿ニより雲助之類と乍レ存当分之利欲にか、わり宿を借候由粗

相聞不届至極ニ候

神祭之節……注連竹建候砌り子供其所江集り注連竹江登り或

は引曲引倒杯致し候類相聞此儀神事之古実有レ之当所之旧例

ニ而建来候義子供と乍レ申神明を不レ恐事ニ候

可 べし、べき

疎略ニ仕出火於有レ之ハ火元ハ不レ及レ申其所当番之者共可レ為ニ

越度ニ候間可レ得ニ其意ニ候

縦脇道たりといふとも無躰成駄賃錢不レ可ニ懸申ニ問屋月行事出

合致ニ相對ニ往還無レ滞可レ送レ之

任 まかす

諸事宰領之任ニ指揮ニ相勤可レ申候

近世史料に見る いま使われていない語彙と表記法の事例

此度縁付ニ而寺替相願来候ニ付任ニ其意候

宅ニ而織立候青縞出来方不<sub>レ</sub>宜捌方無<sub>レ</sub>之品物素ト庄三郎任<sub>レ</sub>申利

欲ニ拘り拾正売払拔売不正等可<sub>レ</sub>相糺買次キ之身分ニ乍<sub>レ</sub>罷

在<sub>レ</sub>於<sub>二</sub>居宅<sub>一</sub>玉子荷物ト相見候荷造<sub>ニ</sub>差<sub>レ</sub>函致シ為<sub>レ</sub>拵江戸表

へ附込ミ不<sub>二</sub>目立<sub>一</sub>様取計候積り込も申合候

以もつて

用水引方厚以<sub>二</sub>御慈悲<sub>一</sub>是迄養仕難有仕合ニ奉存候

心得違無之様以<sub>レ</sub>前相達置可被成候

窮民御撫育之思召ヲ以<sub>レ</sub>御勝手御非常をも不被為厭……………

最後の例は漢文式ではないようである。

依より

訴来候ハ、能僉義之上依<sub>二</sub>其品ニいたしめ可<sub>レ</sub>申候

今日ニ至り候而も役ニ依<sub>レ</sub>或は人ニ依<sub>レ</sub>候而ハ従来之弊風相遺候儀

も時々有<sub>レ</sub>之哉之趣相聞

従より 「於」の場合と同じく「従」も候文独特の位置にある。

川越領郷村并諸書物御代官従<sub>二</sub>松村忠四郎<sub>一</sub>引渡有<sub>レ</sub>之請取申候

御利金六拾九両式分永百拾五文宛四ヶ年毎ニ御郡代御貸附方従

御役所能<sub>二</sub>谷宿助郷江御下ヶ被<sub>一</sub>下置候

出丸従<sub>二</sub>七ヶ村<sub>一</sub>申上候

被られ

何卒以<sub>二</sub>御慈悲<sub>一</sub>前書之趣御聞召被<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>訳幾重ニも通船御差留被

ニ下置<sub>二</sub>候ハ、……………<sub>一</sub>廣大之御救と難<sub>レ</sub>有仕合ニ奉<sub>レ</sub>存候

両殿様ニ丸江為<sub>レ</sub>伺<sub>二</sub>御機嫌<sub>一</sub>被<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>入

道中御奉行様被<sub>二</sub>仰渡<sub>一</sub>候段被<sub>二</sub>仰渡<sub>一</sub>承知奉<sub>レ</sub>畏候

若相背候者は為<sub>二</sub>過料錢<sub>一</sub>五貫文宛差出町内宿人用ニ相立候趣被

渡<sub>レ</sub>御申<sub>二</sub>同承知致候<sub>一</sub>

無<sub>二</sub>其儀<sub>一</sub>猥ニ相對を以<sub>レ</sub>頼被<sub>レ</sub>頼申間敷候

令

此触書名主令<sub>二</sub>印形早々相廻し留より可相返者也

聞のかし見のかし於<sub>レ</sub>令致欠落は可為<sub>二</sub>曲事事<sub>一</sub>

對

往還之<sub>二</sub>對衆中江慮外仕間敷事<sub>一</sub>

### 補遺

「ハ」と「ワ」の使い方の混乱

年々井草組之用水堀をせばめ唯今わ<sub>レ</sub>当分之様ニ罷成候

惣而宿々におゐて往來之難義に及させ候儀於有<sub>レ</sub>之は其本人ハい

ふに及わす問屋年寄共に急度可有<sub>二</sub>其沙汰事<sub>一</sub>

老里之間畑之中ニ堀筋ハたり大雨之節ハ堀かけくづれ……………

私儀<sub>ハ</sub>無高ニて家内式人暮シ小作農業之間在<sub>レ</sub>々罷越鶏卵買出シ

売捌渡世罷在

御年貢之儀は御割付<sub>ハ</sub>之通り郷中小割次<sub>ハ</sub>第貴殿方ニ而御上納……………



「オ」と「ヲ」の使い方の混乱

五人組之内にて何成共背御法度お悪敷事仕間敷候

あたをなすへきと存候は内々お以可申上候

仮名で書けば問題も起らないのに、漢字を使ったがるから不思議な文章ができあがる。

趣オモムク 赴

有磯庵五渡おちは去年の冬落葉踏わけてかへらぬ旅に趣オモムクかれしを歎て、今とし予更科の月見もとりに杖曳て、その亡きあとを訪らふ折から……

半ウチ

一味いちりと申上候は少しも軽ク罷成候半哉と不調法者共之儀二御座候故前後不弁一味印形差上誤り奉至極候

千住より下方ハ先月十八九日嵐雨水ニ而定而水腐ニ成り居候半と申沙汰也

御法度を背く所不埒とハ云ながら始末宜仕方とて御許容有けるにぞ、其身分ハいふに及はず御家中一般難有狩し也

乙卯の夏大坂御陳觸有ければ御家中一般に馬物具用意のみ勇敷程社こそあれ

送り仮名と間違われやすい、漢字の読みの最後の音を書き加える習慣。

田菊どの腰し伸してや天津雁

是も大勢の刀を受けながら倒伏を思ひくりに切込たり、後チ

近世史料に見る いま使われていない語彙と表記法の事例

段々に刀を退けて見るに、下に残りし一腰は……

米蔵のねづミハこへふとり社ろのねづミハやせおとろへたり

菊にても鶏頭にてもその外草花等花段仕立草の種子蒔作るにそ

の尺ヶ高低有り如此の事軽きことながらも眼の付所ならん